

大分大学外国人留学生規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（以下「学則」という。）第53条第2項及び大分大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の外国人留学生に関し必要な事項を定める。

(外国人留学生の区分及び種類)

第2条 外国人留学生の区分は、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項。昭和29年3月31日文部大臣裁定）及び私費外国人留学生とし、その種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 学部科目等履修生
- (3) 学部研究生
- (4) 大学院学生
- (5) 大学院科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することのできる者は、本学所定の入学資格を有する者とする。

(国費外国人留学生の受け入れ等)

第4条 国費外国人留学生の学部学生又は学部研究生としての受け入れについては、文部科学省の選考に基づき教授会の議を経て学長が決定する。

2 国費外国人留学生で大学院学生として入学を志願する者については、別に定めるところにより特別の選考を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

(私費外国人留学生の選考等)

第5条 私費外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の学業成績証明書及び卒業又は修了を証明するもの
 - (4) その他必要と認める書類
- 2 前項の志願者については、別に定めるところにより特別の選考を行い、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。
- 3 選考に合格した者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- (1) 誓約書
 - (2) 外国人登録済証明書（出願時に未提出の者のみ）
 - (3) その他必要と認める書類

(入学許可)

第6条 学長は、所定の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法)

第8条 外国人留学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、大分大学授業料その

他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）に定めるところによる。

（規程の準用）

第9条 この規程に定めるもののほか，外国人留学生に関し必要な事項は，学則及び大学院学則
その他学生に関する規定を準用する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか，外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

附 則（平成16年規程第89号）

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第25号）

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第65号）

この規程は，平成22年11月17日から施行する。

附 則（令和4年規程第68号）

この規程は，令和4年5月31日から施行する。